

新十津川町指名競争入札参加者指名基準

(目的)

第1条 この訓令は、新十津川町財務規則（平成12年新十津川町規則第36号）第133条第1項の規定により工事に係る指名競争入札の参加者を指名する場合の基準を定め、もって指名競争入札における過程の透明性の確保及び参加者間の公正な競争を図ることを目的とする。

(指名基準)

第2条 工事を指名競争入札に付そうとするときは、当該工事種別の予定価格の等級（別表に定めるところによる等級をいう。以下同じ。）に属する有資格者（新十津川町財務規則第121条第2項の競争入札参加資格者名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）で、発注する予定の工事（以下「発注予定工事」という。）に係る予定価格に相応するものの中から指名しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める者を指名することができる。

ア 有資格者の数が少数である場合その他必要がある場合 発注予定工事に係る予定価格に応じ、直近の上位又は下位の等級に属する有資格者

イ 地場業者の育成を特に図る必要がある場合であって、かつ、契約の適正な履行が確保できる場合 発注予定工事に係る予定価格に応じ、次に掲げる者

(ア) 直近の上位又は下位の等級に属する有資格者

(イ) 2等級上位の等級に属する有資格者

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる工事については、当該工事の属する工事種別の有資格者の中から、等級によらず指名することができる。

(1) 特別の技術を要する工事

(2) 災害その他の理由により緊急に施工する必要がある工事

第3条 指名競争入札に参加する者を指名しようとするときは、有資格者について次に掲げる事項に留意し、その会計年度における指名及び受注の状況を勘案し指名が特定の有資格者に偏らないように配慮するとともに、契約の適正な履行が確保できる範囲内において、地場業者の育成を図るものとする。

(1) 不誠実な行為の有無に関する次に掲げる事項

ア 指名しようとする時点において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第2項の規定により指名競争入札への参加を制限されている者でないこと。

イ 下請負人に対する、一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入の強制その他の下請負人との関係が不適切であると認められる行為を行っている者でないこと。

ウ 新十津川町反社会的勢力排除条例（平成24年新十津川町条例第16号）第2条第1号に規定する反社会的勢力又は同条第8号に規定する反社会的勢力関係事業者に該当する者でないこと。

(2) 指名しようとする時点において、著しい経営状況の悪化並びに資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、契約の履行がされないこととなるおそれがない者であ

ること。

(3) 技術的適正に関する次に掲げる事項

ア 当該指名に係る工事種別と同種の工事の施工実績があること。

イ 工事の実施に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準が、当該指名に係る工事と同程度と認められる工事の施工実績があること。

ウ 地形、地質等の自然的条件及び周辺環境等が、当該指名に係る工事と同等と認められる工事の施工実績があること。

エ 当該指名に係る工事を施工するために必要な技術職員の確保ができること。

(4) 本店、支店又は営業所の所在地から判断して、当該指名に係る工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるものと認められる者であること。

(5) 当該指名を受ける者が、町から発注を受けている工事であって、完了していないものを有している場合において、その状況を勘案して、当該指名に係る工事を施工する能力があると認められる者であること。

(6) 町が発注した工事の実施において、過去2年間に死亡事故の発生がないことその他安全管理の履行が確保できるものと認められる者であること。

(委任)

第4条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月15日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この訓令は、令和5年3月20日から施行する。

別表 (第2条関係)

工事種別	予定価格	等級
土木一式工事	1億円以上	A
	5,000万円以上1億円未満	B
	5,000万円未満	C
建築一式工事	1億円以上	A
	5,000万円以上1億円未満	B
	5,000万円未満	C
とび・土工・コンクリート工事	1,000万円以上	A
	500万円以上1千万円未満	B
	500万円未満	C
屋根工事	1,000万円以上	A
	1,000万円未満	B
電気工事	1,000万円以上	A
	1,000万円未満	B
管工事	1,000万円以上	A
	1,000万円未満	B
鋼構造物工事	3,000万円以上	A

	3,000万円未満	B
舗装工事	5,000万円以上	A
	5,000万円未満	B
板金工事	1,000万円以上	A
	1,000万円未満	B
塗装工事	1,000万円以上	A
	1,000万円未満	B
内装仕上工事	500万円以上	A
	500万円未満	B
造園工事	2,000万円以上	A
	2,000万円未満	B
水道施設工事	5,000万円以上	A
	2,000万円以上5,000万円未満	B
	2,000万円未満	C
機械工事	1,000万円以上	A
	1,000万円未満	B
解体工事	1,000万円以上	A
	1,000万円未満	B